

## 第 36 回 千川小学校跡地の活用を考える会 会議録

開催日時 場 所	平成 26 年 11 月 28 日 (金) 19:00～20:30 区民ひろば千早 1 階
出席者	海保会長、柿沼副会長、米田副会長、水島副会長 (副区長) 大橋、西島、宮島 (俊)、宮島 (明)、横田、鈴木、坂本 (幹)、中島、二木 佐々木施設計画課長 (計 14 名) 公園検討部会委員: 2 名 オブザーバー: 常松福祉総務課長、石井土木担当部長 (公園緑地課長事務取扱)、 關学習・スポーツ課長 事業者: 社会福祉法人七日会 2 名、社会福祉法人つばさ福祉会 2 名、施設設計者 2 名 特別養護老人ホーム等新築工事業者 1 名 区議会議員 (傍聴): 村上 (典) 議員
資料	資料 1 公園の遊具について 資料 2 千川小学校跡地 (公園予定地) の管理形態について (案) 資料 3 旧千川小学校飛地 (体育館) の位置づけ (案) 第 34 回 (平成 26 年 9 月 30 日) 会議録 (案) 第 35 回 (平成 26 年 10 月 16 日) 会議録 (案)

(会長)

第 36 回の跡地を考える会を開催する。公園整備について事務局からご説明頂きたい。

(土木担当部長)

<資料 1、2 について説明>

来月中旬に入札で公園の施工業者が決定する予定である。

公園整備で前回までに決まっていなかった、遊具の配置等についてお諮りする。

資料 1 に遊具の配置案を示している。幼児用遊具について、本案の東側及び南側の 5 m 幅のインターロッキング内に、安全確保の距離を含めておさまる遊具を設置したい。資料に大人用の健康遊具と幼児遊具の例示を示している。幼児遊具の動物の据置型は椎名町公園に設置されている。本日は遊具のカタログも用意している。遊具は受注生産となるため、12 月までに設置する遊具を決めて頂きたい。また、公園名を正門につけるため、公園名についても来年 1 月までにお決め頂きたい。

資料 2 は公園の管理形態の案である。これまでの解放事業と同様な使用ができるようにするため、新たな公園条例を作りたいと考えている。

利用時間はこれまでと同様に、午前 9 時半から午後 6 時等ではいかがか。当面は区の直営での管理を考えているが、その場合、他の区の閉鎖型施設でも年末年始は休みとなる。日常の利用について、サッカーやバスケットボールなどに使用するボールを、一輪車等と同様に貸出用物品に限定するのも決めなければならない。さらに、テニスの利用を可とするのか、ボール遊びに年齢制限を設けるか等もご議論頂きたい。

また、一般の利用が制限される独占利用について、桜まつり、盆踊り、どんど焼き、育成キャンプに限定するのか、禁止行為について、犬の連れ込み、飲酒、たばこ、動物

への餌付け等でよろしいかご意見を頂きたい。今回は、区で現在、管理形態を検討する中で課題と考えられる点についてご説明させて頂いた。

(副区長)

工事が年度内で終われば4月から利用ができる。開設当初から条例で位置づけるには、1月には条例議案を決定する必要がある。期間が短いため、それは難しいと考えている。本日は公園管理についての検討課題をお示しした。条例の規定がなくても暫定の利用はできる。暫定での利用状況も踏まえ、課題が解決できる条例を定めたいと考えている。但し、公園名称など工事に関わる事は早急にお決め頂きたい。

(会長)

この件に関してご意見を伺いたい。

(副区長)

公園の名称だが、考える会だけで決めるのか、地域の方々の意見も聞く必要はないか。

(委員 F)

区民に公募したらいかがか。団体に決めるのではなく、地域の方々に開かれた印象を与えるようなネーミングを募集したほうがよい。

(副区長)

現在、区の公園の名称は〇〇第1だとか〇〇第2等の名称ではなく、地域の方にお決め頂く方向である。

(委員 P)

公募という方法もあるが、本会でたたき台の名称を決め、地域の方のご意見を伺うことでよいのではないか。

(会長)

長崎スポーツ公園の名称はどのように決められたのか。

(土木担当部長)

スポーツ公園は、地域の町会の方に諮って決めた。条例の名称は別だが、自転車駐輪場・体育館・公園の全体を呼ぶための通称名として決めた。

(会長)

遊具については、保育園にある遊具とかぶらないほうがよいのか。保育園の遊具は決まっておられるのか。

(法人：つばさ福祉会)

まだ決まってない。これから保護者のご意見を伺って決めていく。

(副会長 B)

お散歩保育で他の保育園の子どもも使うため、保育園の遊具とかぶってもいたしかたない。お散歩保育等での利用要望も踏まえ、決めていかればよいと思う。

(委員 O)

健康遊具の対象の年齢層を教えてください。

(土木担当部長)

40～50歳以上の方を想定している。多様な種類がある。だが、場所の制約で多くは置けない。

(委員 O)

幼児遊具については、鉄棒等の体力をつけるような遊具がよいのではないか。

(土木担当部長)

あくまでも例示であるので、本会でお決めいただきたい。

(公園検討部会委員)

遊具の件だが、スペース的に制約される中、どのくらいの数を選定できるのか。

(土木担当部長)

配置案の範囲に入るのであれば、数の制約はない。ただし大きい遊具は高額となるため、予算上の制約はでてくる。

(公園検討部会委員)

東側にも複数置けるのか。

(土木担当部長)

東側にも複数置けるが、トイレの脇にはマンホールトイレを設置するため、それは避けて頂く。資料に遊具の大きさの例を示しているなので、それを参考にして頂きたい。予算については、工事の契約額の落差により変わってくる。資料の遊具は、1つ30万円～100万円程である。

(委員 J)

桜の苗木をどこに植えるのか等の植栽については、決めなくてよいのか。

(土木担当部長)

整備図面で空いている箇所に植えることができる。

(委員 J)

つばさ福祉会から、旧千川小のさくらの苗木があれば、保育園側にも植えてよいと言っている。

(土木担当部長)

おおよその植栽場所は決められる。しかし、学校跡地は掘ると色々な物が出てくるため、古い木を掘って確認する必要がある。次回までに調べてお伝えする。

(福祉総務課長)

特養ホーム側の植栽計画も概ね決まってきた。今後早い段階で情報をお伝えする。

(副会長 A)

公園の名称を1月中に、遊具の件もなるべく早く決めるとのことだが、いつ決めるのか。手順を決めないと進まない。

(委員 P)

次回までに案を持ってくるとか、今日決めるとか決めた方がよい。

(公園検討部会委員)

例えば遊具に関しては、ある程度のパターンが決まっている。予算を踏まえ区で決めてもらうのはどうか。

公園の名前に関しては、本会は近隣代表の集まりであるのだから、本会で決もめて問題ないと思う。公募では間に合わない。

(副会長 B)

遊具の件は区に任せる必要はないと思う。基本的な最低限の遊具を一つか二つ置くだけでよい。

公園の名称について本会で決めることは賛成である。一番無難なのは「千川小学校跡地ひろば」である。それをベースにして違うものがあれば、本会で具体的に協議したい。

(委員 F)

進行について異論はないが、区と地域との共同の意識を持つべきだと思う。まったくゼロから会が決めていくのではなく行政の意見も聞かないと共同にならないのではないか。そういった配慮も必要だと思う。

(副会長 B)

先ほどのようなご意見は、区で予算の範囲で決めて構わないとのご意見であった。本会は初めから区と協働で検討して進めている。そのため、遊具についても、本会で区も含めて話し合っただけで決めるべきであると申し上げた。

(委員 F)

地域の圧力で行政側と対立する構図はよくない。その認識は必要である。

(副会長 B)

わかりました。今までの会議の流れからは、遊具はブランコと鉄棒くらいでよい。あとはサッカーとバスケのゴールがあればよい。

(会長)

ブランコと鉄棒二つほどでいかがか。あとは公園の名前をどうするか。

(施設計画課長)

遊具はブランコと鉄棒二基でよろしいか確認したい。

(会長)

他のご意見があればお出し頂きたい。

(委員 G)

鉄棒は一輪車の補助として役立つ。ブランコは危険性もあり、イベント時には特段の対策を講じなければならない。

(副会長 B)

子どもは危険を認識して楽しんでいる。

(副区長)

ブランコ周りには柵の設置も必要。スペースも大きく必要となる。

(委員 O)

今まで、ブランコで問題が頻繁に起こっていたのか。

(副会長 A)

多少はあったようだが、大袈裟なものはない。

(委員 F)

事故の責任はだれが持つのか。

(土木担当部長)

管理者の区である。通常の使用の事故は倍賞等の対応となるが、よくある事故は、柵を飛び越える等の利用目的を超えた使用であり、その場合は利用者の過失も問われる。

(委員 F)

リスクへの対応を踏まえて、決められたらいかがか。

(土木担当部長)

子どもは色々なリスクを体感して成長する。リスクを体感していかなければ、成長した後に大きな事故につながってしまう。安全策が確保できていれば、遊びを通じて学んでもらうためにも遊具は必要である。本公園では、一般の公園とは違い人も付ける。

(委員 J)

ボール遊びや一輪車等で遊べるので遊具はそれほど必要ないと思う。  
一輪車の補助となる鉄棒があれば十分ではないか。遊具でなくボールなどで身体を使って遊んだほうが良い。幼児用の遊具は必要ないと思う。

(副会長 B)

場所をとるものであり、ブランコを置く必要はないとのご意見である。遊具は鉄棒のみとすることを本会で決めればよいのではないか。

(副会長 A)

当初からこの公園用地は広場にして、みんなで遊べるようにしようという発想であった。これまでも、同じ時間帯に未就学児から高校生までも利用していたが事故もなかった。それは、本跡地の誇れるところでもある。

(法人：つばさ福祉会)

遊具を設置する側からご意見させて頂くと、コンパクトで自由に作れる遊具はジャングルジムである。すべり台を併設することもできる。一輪車の補助にも利用できる上、体力増強においても、上る・ぶら下がるなど多様な運動もできる。コンパクトにおさめることも可能である。参考として申し上げる。

(副会長 B)

ありがとうございます。コンパクトさの面では鉄棒が良いと思う。広場も広くとれる。その他の遊具を設置について、今のご意見を踏まえて本会で決めればよいのではないか。

(委員 F)

この施設は公の施設であるのか。

(土木担当部長)

そうです

(委員 F)

誰でも使えるということなら、みんなが使い勝手のよいものにしたい。

(会長)

色々な意見が出たが鉄棒だけで良いと思う方は挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

それでは、遊具は鉄棒のみ設置することに決定する。

名称に関してはいかがか。「千川小学校跡地ひろば」との案が出されている。

(委員 J)

「旧千川小学校校庭」はいかがか。

(委員 O)

「千川小思い出ひろば」ではいかがか。

(委員 G)

「ふるさと千川ひろば」はいかがか。

(公園検討部会委員)

「ふるさと千川」 そのままでもよい感じだと思う。

(法人：七日会)

我々も地域交流スペースを「ふるさと千川」で使いたいと考えていた。

(副会長 B)

体育館も一帯利用することを考えれば、「ひろば」を付けず「ふるさと千川」でよいと思う。

(委員 N)

「さくら」を付けてもよいと思う。旧体育館側を「ふるさと千川」、旧校庭を「さくら広場」にするというのはどうか。

(委員 F)

「ふるさと」の中に「さくら」の意味合いは含まれていると思う。

(公園検討部会委員)

「ふるさと千川」だけでも桜は頭に浮かんでくる。

(副会長 B)

決めていきたい。

(施設計画課長)

「ふるさと千川」を全部の名称とし、旧校庭を「ふるさと千川ひろば」してもよいのでないか。正門のネームプレートの名称をどうするかである。

(副会長 A)

プレートの名称は「ふるさと千川」でよい。

(委員 Q)

旧体育館との呼び分けはどうするのか。

(副会長 B)

旧体育館は「ふるさと千川ホール」等でよいのではないか。

(会長)

「ふるさと千川」で賛成の方は挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

名称を、「ふるさと千川」に決定する。

(会長)

次の旧体育館の位置づけについての案件に移る。

(施設計画課長)

<資料3について説明>

旧千川小学校飛地の体育館についてであるが、第31回の本会でのご要望を踏まえ地域文化創造館に位置付けることをご提案したい。ご要望の「地域で活動する団体の社会教育活動のために施設を開放する」との趣旨と、地域文化創造館の目的とする「地域における文化・学習活動の育成振興と地域住民の交流を通して地域の活性化を図り、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的する。」との内容が合致することから、同館として位置付けたい。千早地域文化創造館の一施設として位置づけてはいかがかと考えている。旧平和小学校の体育館も、来年の第一回区議会定例会で千早地域文化創造館の一施設として上程する予定である。

(副会長 B)

千早地域文化創造館のサテライトということか。

(施設計画課長)

そのように位置付けてはいかがかというご提案である。

(副区長)

いかがというよりも、これでやらせていただきたい。

類似施設の旧平和小学校体育館は、会議室等は設けずにほぼ従前の体育館の形で集会や軽スポーツに利用する。千早地域文化創造館の一施設との位置付けで、旧千川小体育館より工事が先行する。こちらの体育館も同じ条例の元で運営したい。

(施設計画課長)

管理形態についてであるが、千早地域文化創造館は指定管理制度により（公財）とし、ま未来文化財団が管理している。指定管理者が管理人等を置いて旧体育館を管理することは可能である。

(副会長 B)

もっと明確に説明してほしい。

(施設計画課長)

条例で地域文化創造館として位置づけた場合、本区においては、地域文化創造館は指定管理者制度により事業者が管理運営をお願いしている。旧体育館の管理運営の詳細は今後詰めていくこととなるが、一つの例としては、受託事業者が管理人を雇って常駐させ、鍵の管理や受付をすることはできる。本日は、旧体育館を条例上、地域文化創造館に位置付けてよろしいかお決めいただきたい。

(副会長 B)

条例上の位置づけを千早地域文化創造館の傘下に置かれる施設となるので、管理運営は指定管理者である「(公財) としま未来文化財団」が行うことになる。鍵は同財団が持ち、必要の際は許可を得て借りることになる。今までの利用と変わってくる。

(委員 H)

まず、条例については分かるが、指定管理者にしなければならないという理由が分からない。公園を当面区のほうで管理するのであれば、同じ管理員が旧体育館も管理すればよいのではないか。暫定開放時の使い方がよいという話であったと思う。

(副会長 B)

管理員を置いて今までうまくいっていたのは、任意団体であったが、千川小学校利用者協議会が調整をしていたからである。利用者協議会等で皆が参加して決めていかないと、運営が任せきりとなり、自主運営のよいところが発展しなくなる。

(副区長)

管理については議論を詰め切っていない。旧平和小学校体育館も、目前に西部区民事務所がある。今後検討していくが、旧体育館を地域文化創造館に位置付けることについては、ご了承頂きたい。それが一番使い勝手がよい方法である。平和小学校が先行するため、議会へその方向で説明しておきたい。

(委員 F)

千早地域文化創造館のサテライトになることを危惧しているのか。

(副会長 B)

サテライトが嫌だと言っているのではない。指定管理者の傘下に置かれるということは、旧千川小学校体育館を指定団体が指定管理料を得て管理する。その点は地域の自立性を考えた場合、懸念があると申し上げている。旧体育館を地域文化創造館条例の中に位置づけることには異論はない。千早文化創造館の一施設となるのはいかがか。

(副区長)

論点を次回までに整理する。

(施設計画課長)

来年度は体育館の設計に入る予定であるが、財政部局から旧体育館の位置付けが決まらないのであれば、設計経費は計上できないと言われている。そのため、千早文化創造館の一施設になることは別として、旧体育館を地域文化創造館の条例に位置づけることはご了解頂けるか。

(副会長 B)

財源の問題がある等、きちんと説明して頂ければ、本会で位置付けについて諮ることに異論はない。

(副区長)

財源については、持ち帰って区で再度論点整理する。

(委員 F)

千登世橋の複合施設は、区と民間のそれぞれが管理する施設がある。利用者からすれば、どちらも差がない。しかし、自治の観点からこの施設の管理について意見されるのは、地域にとってよいことである。

(副会長 B)

この件は区で持ち帰って再度検討して頂く。

(会長)

その他に関して何かあるか。

(副区長)

来年4月当初の暫定利用にあたってはルールを決める必要がある。今後、たたき台の案をお持ちする。

(福祉総務課長)

特養・保育園側の植栽図面が近々出来上がる。図面が出来次第お配りしたい。

(委員 G)

地域活動倉庫の件は検討しなくてよいか。

(施設計画課長)

12月に開催を予定する、用途地域例外許可に係る公聴会で地域のご意見を頂戴することになる。案内については、来月早々に地域に配布される予定である。

(副会長 B)

あくまでも、この会の中で諸問題について協議していきたい。なるべく多くの方にご参加を頂き、総意を得て決定していきたい。

(施設計画課長)

次回開催は1月中旬以降で調整させて頂く。

(会長)

本日はこれにて終了する。ありがとうございました。

(以上)